国際ロータリー定款

*解釈の仕方:RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである(国際ロータリー定款第 14 条より)。

条題目 頁

1	定義	1
2	連合体とその目的	1
3	目的	1
4	会員	2
5	理事会	3
6	役員	3
7	管理	3
8	国際大会	4
9	規定審議会	4
10	会費	5
11	財団	5
12	会員の称号と徽章	5
13	細則	6
14	解釈の仕方	6
15	改正	6

国際ロータリー定款

第1条 定義

1. 理事会: 国際ロータリー理事会

2. クラブ: ロータリークラブ

3. ガバナー: ロータリー地区のガバナー

4. 会員: 名誉会員以外のロータリークラブ会員

5. RI: 国際ロータリー

6. ローターアクトクラブ: 若い成人のクラブ

7. ローターアクター: ローターアクトクラブの会員

8. 年度: 7月1日に始まる 12 カ月間

第2条 連合体とその目的

RIは全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

RI の目的は次の通りである:

- (a) ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求しているクラブ 、ローターアクトクラブ、地区を支援すること。
- (b) 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。

第3条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことに ある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、 社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

(2022年7月)

- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること;
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第4条 会員

第1節 - 構成。RI の会員は、クラブおよびローターアクトクラブをもって構成される。

第2節ークラブの構成。

- (a) クラブは、以下のような成人によって構成される。
 - 1. 善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示す
 - 2. 事業、専門職務、職業および/または地域社会でよい評判を受けている
 - 3. 地域社会および/または世界において奉仕する意欲がある
- (b) クラブは、一事業、一専門職務、一職業、一種類の社会奉仕、またはその他の職業 分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有するものとする。
- (c) RI 細則は、ロータリークラブの会員種類を正会員および名誉会員に関する規定 と、その各々に対する資格条件を定めることができる。
- (d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブまたはローターアクトクラブは、RI 理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。
- **第3節 ローターアクトクラブの構成。** ローターアクトクラブの構成は、理事会が定めるものとする。
- **第4節 定款および細則の承認**。クラブおよびローターアクトクラブは、すべて、本定款ならびに RI 細則ならびにそれらに対するすべての改正規定が法律に反しない限り、それらの規定によって拘束される。
- **第5節 一例外**。理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定が RI 定款 または RI 細則または標準ロータリークラブ定款に合致しないクラブの加盟を承認し、ま たは再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000 クラブまでとする。試 験的プロジェクトの実施期間は、6年を超えてはならない。その試験的プロジェクトの 完了後、すべてのクラブが標準ロータリークラブ定款を採用するものとする。

第5条 理事会

- 第1節 構成。理事会は、会長と会長エレクトを含めた 19 名のメンバーから成る。会長は理事会のその議長である。17 名の理事は RI 細則の規定に従って選挙される。
- 第2節一権限。本定款および RI 細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RI の業務ならびに資金は理事会の理事と管理の下に置かれる。
- 第3節一財務。理事会は、RI細則の規定によって定められた予算に従って、その経常収入と、RI準備金から RIの目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、RI準備金からの支出の理由を次の国際大会ならびに規定審議会に報告するものとする。理事会は、いかなる場合も、RIの純資産を超える負債を生じさせてはならないものとする。
- 第4節一幹事。事務総長は理事会の幹事であり、理事会の議事について投票権を持たない。

第6条 役員

- **第1節-名称。RI**の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、その他の理事、事務総長、ガバナー、ならびに、グレートブリテンおよびアイルランド内 RI の議長、議長エレクト、名誉会計とする。
- 第2節 選挙の方法。RI の役員は RI 細則の定めるところに従って指名され、選挙される。

第7条 管理

- 第1節 「グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー」(RIBI)は、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、およびマン島にあるすべてのクラブにより形成される、RIの管理上の地域単位である。RIBIの権限、目的および職務は、RI 規定審議会によって承認された RIBI 定款の条項ならびに RI の定款および細則に定められている。
- 第2節 本定款および細則の規定に準拠し、クラブは理事会の総括的管理の下、以下の 形式で直接管理される。
- (a) 理事会による管理。
- (b) 地区におけるガバナーによる監督。

- (c) 理事会が決め、かつ規定審議会が承認した方式による管理。
- (d) RIBI による、グレートブリテン、アイルランド、チャンネル諸島、ジブラルタル、マン島にあるクラブの監督。
- **第3節** ローターアクトクラブは、理事会による一般的監督の下、もしくは理事会が定めるその他の監督の下で管理される。

第8条 国際大会

- 第1節 時期および場所。RI 国際大会は、理事会の決定する時と場所において年度の最後の3カ月に開催される。
- 第2節 臨時国際大会。非常事態発生の場合、会長は理事会の同意の下に、臨時国際大会 を招集することができる。
- 第3節 代表議員および投票。正規の信任状を持つ代議員、委任状による代理者、および 特別代議員が国際大会の選挙体を構成する。
 - (a) クラブは、そのクラブの会員、または委任状による代理者を通じて少なくとも1票を投じることができる。会員数が50名を超えるクラブは、50名ごとに1名、端数が26名以上の場合、さらに1名の追加代議員をもって代表させる権利を持つ。会員数は、大会直前の12月31日の時点において決まる。2票以上の票を投じる権限を持つクラブは、2名以上の代議員を大会に派遣するか、あるいはそのクラブの票を投じる権限を1名の代議員もしくは代理人に委ねることができる。
 - (b) RI 役員および元会長で、クラブの会員である者は、特別代議員である。
- 第4節 投票。投票は RI 細則の定めに従って行われる。

第9条 規定審議会

- **第1節 目的**。規定審議会が RI の立法機関を成すものとする。
- 第2節 時期および場所。規定審議会は、3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については、理事会が決める。理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際1-29-世界本部の近隣地域において開催される。

- 第3節 手続。規定審議会は、正式に提出された立法案を審議するものとし、その決定は、RI 細則の規定通りにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができない。 規定審議会の議員については細則の規定による。
- 第4節 臨時会合。規定審議会の臨時会合は、全理事の少なくとも 90 パーセントの 投票により招集できる。理事会は、会合の時と場所を決める。理事会が提出した立法 案のみが審議される。 時間の許す場合を除き、RI 組織規定の各所に定められている 提出締切日や手続は適用されない。会合のすべての決定は、以後、本条第3節に規定 するようにクラブが行動を取ることにより、覆すことができる。

第10条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは年に2回、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RIに人頭分担金を納付するものとする。

第11条 財団

- 第1節 RIの財団は、RI細則の規定に従って設立、運営されるものとする。
- 第2節 RI が受領したすべての贈与、不動産遺贈、または金銭や財産の遺贈、財産から生じる収入の遺贈、RI の余剰資金は、国際大会の承認を受け、財団の財産となるものとする。

第12条 会員の称号と徽章

- **第1節 正会員**。正会員はロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与えられる。
- 第2節 名誉会員。名誉会員は名誉ロータリアンとして認められ、RIの徽章、バッジ またはその他の記章を着用する権利を与えられる。
- 第3節-ローターアクト会員。ローターアクトクラブの正会員は、ローターアクター として認められ、ローターアクトの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利 を与えられる。

第13条 細則

規定審議会は、RI管理のために、本定款のほかに、本定款に合致する細則規定を採択、また、改正することができる。

第14条 解釈の仕方

本定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用される。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。「郵便」、「郵送」、「郵便投票」、および「クラブ投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするための、電子メール(E メール)およびインターネットテクノロジーの活用が含まれる。

第15条 改正

本定款は、規定審議会の3分の2の投票によって改正できる。